報酬諮問委員会規則

第1条 (構成)

報酬諮問委員会(以下、委員会という)は、取締役会の諮問機関として、取締役会長、社長、独立社外取締役を委員として構成し、構成員の過半数を独立社外取締役とする。独立社外取締役である構成員の内訳は、監査等委員でない社外取締役の全員及び監査等委員会が指名する監査等委員である社外取締役1名とする。

- 2 委員会の委員長は、独立社外取締役とし、委員が協議のうえ、選任する。
- 3 委員の任期は、本委員会発足のとき又は取締役に就任した日より、取締役の任期が終わるまでの期間とする。但し、監査等委員である社外取締役については、任期中であっても、監査等委員会で後任者を決定したときは、後任者が就任する日までとする。

第2条 (招集)

委員会は、少なくとも年1回、また、必要に応じて随時開催することとし、委員長が開催 を招集する。

2 委員会の招集の通知は、開催日の7日前までに各委員に発する。ただし、委員全員の同意が あるときは、招集の手続きを経ずに委員会を開くことができる。

第3条 (議長)

委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

第4条 (目的)

委員会は、以下の各号等の報酬に関する事項を協議し、取締役会への報告又は提言を行う。

- ① 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員の報酬に係る方針・手続に関する 事項
- ② 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員の報酬の内容・制度設計に関する 事項

第5条 (記録)

委員会の開催日時、出席者、及び議題を記録する。